



令和3年9月30日
内閣府（防災担当）

台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害にかかる
災害救助法第2条第3項に基づく救助終了の公示について【第1報】

台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害に関し、青森県は上北郡七戸町において、災害救助法第2条第3項に基づき、救助を終了したことを公示する。

災害救助法 適用市町村	法適用日	救助終了日	備 考
【青森県】 上北郡七戸町 (かみきたぐんしちのへまち)	8月10日	8月15日	災害救助法施行令第1 条第1項第4号適用

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、森戸、柚上、戸倉、山地
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）